

消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

(歳入) 消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分) 6億6,000万円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 129億6, 542万円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国支出金	県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	生活保護事業	796,106	578,503	12,410	0	10,977	17,707	176,509
	児童福祉事業	4,055,583	1,988,989	756,662	0	214,676	99,856	995,400
	高齢者福祉事業	403,778	0	2,731	0	91,182	28,251	281,614
	障害者福祉事業	1,697,229	724,152	438,164	0	21,560	46,803	466,550
	小 計	6,952,696	3,291,644	1,209,967	0	338,395	192,617	1,920,073
社会保険	国民健康保険事業	640,011	66,474	219,248	0	0	32,301	321,988
	介護保険事業	2,040,744	56,196	28,098	0	0	178,373	1,778,077
	小 計	2,680,755	122,670	247,346	0	0	210,674	2,100,065
保健衛生	後期高齢者医療事業	2,175,400	0	190,731	0	0	180,946	1,803,723
	医療対策事業	628,492	16,912	9,309	3,300	34,448	51,469	513,054
	疾病予防対策事業	454,689	246,594	520	0	10,000	18,013	179,562
	健康増進対策事業	73,391	239	4,243	0	12	6,281	62,616
	小 計	3,331,972	263,745	204,803	3,300	44,460	256,709	2,558,955
合 計		12,965,423	3,678,059	1,662,116	3,300	382,855	660,000	6,579,093

地方税法第72条の116により、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。)は消費税法第1条第2項に規定する経費(年金、医療、介護、少子化)その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるとされている。

※当該資料は、平成26年1月24日に総務省自治税務局都道府県税課長より発出された「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」に基づき、社会保障財源とされた増税分の使途を明確化するために作成したものである。